

# 冬でも安心して暮らせるまちに



**11月14日(金) 設置  
除排雪対策本部  
☎ 22局 8400  
(24時間受付)**

秋も深まり、今年も雪の季節が近づいてきました。市は、市民の皆さんが少しでも冬を過ごしやすいように、春から雪対策の会議を重ね、様々な準備を進めています。

## 冬のくらしガイドブックの活用を



市は昨年、市民の皆さんが、冬を安全・安心に過ごせるよう、冬のくらしガイドブックを作成し、全戸配布しています。この中には、市の除排雪の仕組みや、市民の皆さんに知ってほしいルールやマナー、冬を安全に過ごすために注意してほしいことなどをまとめてあります。

必要な方は、お問い合わせください。  
**除排雪対策本部**  
市は、平成23年の豪雪を教訓に、平成24年から、弱者支援や情報提供など強化した除排雪対策本部を設置し、次のような総合的な雪対策に取り

り組みます。

▽道路のパトロールや除排雪を行い、道路交通の確保に努めます  
▽情報管理を一元化し、迅速な雪対策と情報発信に努めます

▽大雪時には、独居高齢者等の住宅で、通路や雪庇、ストーブの排気口等の安全確保を行います  
▽空き家の状況確認や落雪による危険回避などの対応を行います

なお、24時間の受付は、本格的な降雪があってからの体制となります。

## 除排雪の基準

除雪作業は、10cm以上の降雪が予測されるときに行います。通勤・通学に支障がないよう早朝までに作業を終えるため、深夜から作業を始めます。

排雪作業は、バス路線を中心とした幹線道路で行います。車の通行に

支障があるときや、その後の天候によって通行に支障が出ると判断したときに行います。

## 情報発信

冬の生活にかかわる情報を様々な方法で発信します。

- 市ホームページ
- 岩見沢市メールサービス
- FMはまなす(76・1MHz)
- IHK(街頭放送)
- 防災無線(北村・栗沢地域)
- ツイッターやフェイスブックなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- 市役所本庁、北村・栗沢両支所、市立総合病院、であえる岩見沢に、雪情報を表示するモニターを設置

市は、市民の皆さんに安全・安心な冬を過ごしてもらえよう、総合的な雪対策に取り組みます。

しかし冬は、どうやって夏のように快適に過ごすことはできません。そのような中で、できる限り快適に過ごすためには、一人ひとりが助け合い、協力し合うことが大切です。

今年も、雪対策に市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## みんな、守っています。 雪国でのルール

### ❖置き雪は自分で処理

市の除雪路線の総延長は、東京までの直線距離よりもずっと長い約970km。これだけの距離を限られた時間の中で、効率よく作業しなければなりません。そのため、車道の両側へのかき分け除雪を行っています。どうしても皆さんの家の前に雪が残ってしまいます。この残った雪は、皆さんで処理していただくようご協力をお願いします。

### ❖道路へ雪を出さない

敷地内の雪は、敷地内で処理し、絶対に道路への雪出しはしないでください。道路へ雪を出すと、通行や除排雪作業の妨げになるだけでなく、除雪作業後には隣近所への置き雪が増えることにもつながり、大変迷惑です。

### ❖路上駐車は厳禁

路上駐車があると、除排雪作業ができません。緊急車両が通行できなくなり、近隣の皆さんの迷惑にもなりますので、絶対に路上駐車はしないでください。

### ❖屋根雪は所有者の責任で

万が一、屋根から落ちた雪が道路に出してしまった場合は、建物所有者等の責任で処理してください。

## 地域自主排雪支援制度の活用を!

市が行う運搬排雪は、バス路線や幹線道路、学校周辺の通学路等を優先するため、住宅地の生活道路まではできません。

地域自主排雪支援制度は、自主的に住宅地の生活道路の運搬排雪をする町会(自治会)に、大型ロータリー車1台と除雪ドーザ1、2台、誘導員3人程度を派遣する制度です。町会(自治会)は、雪を運ぶダンプトラックを確保し、市が管理する最寄りの雪堆積場などに運搬することになります。

こうしてお互いに作業を分担することで、生活道路の排雪を効率良く行うことができます。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 除排雪対策本部

## 空き家を所有している方へ

屋根に積もった雪を放置し、建物の倒壊や落雪で、隣家や通行人、車両等に被害を与えた場合、建物を所有する方が責任を負うことになります。

建物を所有する方は、事故を起こさないよう適正な管理をお願いします。

問合せ先 市民連携室市民連携係

## 空き地をお貸しください

市は、冬の道路環境の改善と市民生活の向上を図るため、道路除雪の際の雪押し場として、無償で土地を貸していただける方を募集しています。

住宅地に土地を所有している方で、ご協力いただける方はご連絡ください。

皆様のご協力をお願いします。

連絡・問合せ先 市民連携室市民連携係